第五章中第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（委員会に対する審査請求）

第三十三条の三　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の規定に違反して熱供給事業を営んだ者

二　第十六条の二第一項の規定に違反してその名義を他人に熱供給事業のため利用させた者

三　第十六条の二第二項の規定に違反して熱供給事業を他人にその名において経営させた者

第三十六条　第十三条第二項又は第十八条第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三十七条　削除

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六条第四項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第二項、第九条第一項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

第四十条中「から前条まで」を「、第三十六条、第三十八条及び前条」に改める。

第四十一条中「第七条第二項又は第八条」を「第七条第四項又は第九条第二項」に、「二十万円」を「十万円」に改める。

（電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の廃止）

第八条　電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）は、廃止する。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第九条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条」を「第百二十条」に改める。

第十四条第一項中「、第百十七条、第百十八条、第百二十条及び第百二十一条」を「及び第百十七条から第百二十条まで」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第百十九条を削り、第百二十条を第百十九条とし、第百二十一条を第百二十条とする。

附則第二条第二項の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り上げる。

（電気事業法等の一部改正）

第十条　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「　第六款　電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条）」を「第六款　電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条の二）」に、「第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」を「第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」に、「第五章　電力取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十六）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第百十四条の二」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定中「同章第三節の節名、同編第三章」の下に「及び第四章」を加え、「及び第五編」を「から第五編まで」に改め、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の十三第一項に係る部分に限る。）中「この項及び次条第一項において」及び「この条、次条及び第二条の十七第二項において」を削り、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の十五に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第九条の改正規定中「」を「に掲げる事項」を「に」を「若しくは第三号に掲げる事項に」に、「」を「同項第五号」を「の」を「同項第五号に掲げる」に改め、同法第十七条から第十九条までの改正規定（第十七条第五項に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第二十五条を第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第二十五条第二項に係る部分に限る。）中「できる。」を「できる。ただし、当事者が第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。」に改め、同法第二十七条の次に一款、五節及び節名を加える改正規定（第二十七条の十二に係る部分に限る。）中「第六条第二項第二号」及び「第二十七条の七第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の次に次の節名を付する。

第九節　あつせん及び仲裁

第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第三十四条の二」の下に「から第三十七条まで」を加え、同法第三十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。

第三十七条の二第一項中「この章」を「この節」に、「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十七条の五中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条の二とする。

第一条のうち、電気事業法第四十一条第二項の改正規定中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に、「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本文、第三項及び第四項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十二条第一項本文」に、「第二十五条第二項」を「第二十五条第二項本文」に改め、同法第六十六条の改正規定の次に次のように加える。

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章　電力取引監視等委員会

第六十六条の十第一項各号を次のように改める。

一　第二条の二又は第二十七条の十五の登録をしようとするとき。

二　第二条の九第一項又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録の取消しをしようとするとき。